

# In transition

## The latest on IFRS 17 implementation

pwc

No. INT2019-01  
24 January 2019

### 目次

要約 .....	1
背景 .....	1
1月のIASBで議論された 議題の概要 .....	2
契約の境界線の外における 更新に関する保険獲得 キャッシュ・フロー .....	3
保有再保険契約 基礎となる不利な保険契約 ..	3
保有再保険契約 基礎となる直接連動有配当 保険契約 .....	4
一般モデルにおける契約上の サービス・マージンの純損益 への認識 .....	5
予想される今後の検討 .....	6
次のステップ .....	6

## IASBはIFRS第17号の更なる改訂を提案

IASBは、保険契約の経済的実態をより良く反映するために、さらなるIFRS第17号の修正の提案に同意する

### 要約

国際会計基準審議会(以下「IASB」とする)は、2019年1月23日、国際財務報告基準(IFRS)第17号「保険契約」(以下「IFRS第17号」とする)に関する議論を継続し、IFRS第17号の修正を以下のとおり提案することを暫定決定した。

- 保険獲得キャッシュ・フローについて、将来の予想される更新に対する配分を要求する。
- 保険会社が当初認識時に基礎となる保険契約の損失を認識する場合、保有再保険契約が各契約の損失を比例的にカバーする範囲で、純損益における利益の認識を要求。
- 直接連動有配当保険契約のリスク軽減の例外の適用範囲を、金融リスクの軽減のために使用される保有再保険契約に拡大する。しかし、IASBは、変動手数料アプローチの範囲を、発行または保有される再保険契約に対して拡大しない。
- カバー単位を用いて契約上のサービス・マージンを配分する際には、投資リターン・サービスの存在の考慮を要求する。

スタッフは、2019年第1四半期中に、残された適用上の懸念と課題に関するペーパーをIASBに提出する予定である。IASBは、すべての修正案のパッケージを検討し、2018年10月に合意した修正のための評価基準の充足についての確認と、修正案の結果として生じる追加的な開示の必要性の検討を行う予定である。IASBは、IFRS第17号の修正についての公開草案を今年6月末頃に公表する予定であり、依然として2022年1月1日がIFRS第17号の発効日となるよう、修正を完了させる見込みである。

この「In transition」における見解は、2019年1月23日の会議からの我々の所見に基づいており、IASBが後日発表する会議の正式な議事録とはいくつかの点で異なる可能性がある。

### 背景

1. IFRS第17号の公表に関連し、IASBは、ワーキング・グループである、移行リソース・グループを設置し、利害関係者が新基準の適用に関して提起された疑問点について議論を行うための公的なフォーラムを提供した。移行リソース・グループの目的は、IFRS第17号の適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポートおよびIASBへの情報提供を行うための、公的な議論の促進にある。

In transition 1

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

2. 基準公表後、IASB スタッフは、IFRS 第 17 号の適用を補助するため、利害関係者との様々な活動にも取り組んできた。10 月 24 日の IASB 会議において、IASB は、スタッフが作成した適用上の問題と懸念のリストに基づいて、IFRS 第 17 号に対する潜在的な修正を検討することに合意した。IASB は、この評価基準は、変更に対する高いハードルを設定しており、提案された修正は、発効日の著しい遅延を避けるために、狭い範囲にとどめ、早急に検討する必要があると指摘した。

3. IASB は、2018 年 11 月に、IFRS 第 17 号の強制発効日を 1 年間延期するために、IFRS 第 17 号の修正作業を開始する取扱いに同意した。IASB のデュー・プロセスを前提として、企業は、2022 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から IFRS 第 17 号の適用が求められる。IASB は、延期を 1 年に限定する決定は、適用において最も進んだ企業への混乱を最小限に抑える結果をもたらし、IFRS 第 17 号および IFRS 第 9 号の適用を著しく遅らせるべきではないという利用者の懸念に対処し、そして適用プロジェクトを中止すべきではないという明確なシグナルを保険業界に提供すると指摘した。

4. IASB は、2018 年 12 月に、IFRS 第 17 号の利害関係者から提起された懸念および適用上の課題について引き続き議論を行った。IASB は、貸借対照表上の保険契約の表示を、契約の測定に用いられる集約のレベルではなく、ポートフォリオのレベルで要求するという、狭い範囲の修正案に合意した。この会議で議論された他の 11 の適用上の課題は、いかなる修正も提案されなかった。

## 1 月の IASB で議論された議題の概要

5. IASB は、2019 年 1 月の会議において、IFRS 第 17 号の利害関係者から提起された懸念および適用上の課題についての議論を継続し、2018 年 10 月に報告された 25 の懸念および適用上の課題のうち 5 つについて評価を行い、残りの 6 つの課題および 12 月の会議で持ち越された問題については、基準の修正案を含む公開草案を 2019 年 6 月頃の公表を目指し、2019 年第 1 四半期においてさらに議論されると述べた。

6. 2018 年 10 月に合意された、基準の潜在的な修正の評価基準に基づいて、IASB がこの会議で決定した内容の概要は以下のとおりである。

スタッフ・ペーパー	懸念および適用上の課題	IASB の決定
契約の境界線の外における更新に関する保険獲得キャッシュ・フロー (スタッフ・ペーパー2A)	契約の境界線の外における将来の更新が経済的に予測される場合の、新規に発行される契約に直接起因する、保険獲得キャッシュ・フロー	修正
保有再保険契約—基礎となる不利な保険契約 (スタッフ・ペーパー2B、2C)	比例保有再保険契約によりカバーされる基礎となる保険契約から生じる損失	修正
保有再保険契約—基礎となる直接連動有配当保険契約 (スタッフ・ペーパー2D)	再保険契約についての変動手数料アプローチの非適格性 直接連動有配当保険契約に関するリスク軽減の例外の制限	修正なし 修正
一般モデルにおける契約上のサービス・マージンの純損益への認識 (スタッフ・ペーパー2E)	一般モデルが適用される契約が投資リターン・サービスを含む場合の契約上のサービス・マージンの償却	修正

## 契約の境界線の外における更新に関する保険獲得キャッシュ・フロー

7. IASB は、1月23日の会議において、新規に発行された契約に直接起因する保険獲得キャッシュ・フローの一部について、予想される契約の更新に対する配分を要求する IFRS 第 17 号の修正に合意した。契約の更新に配分された金額は、更新された契約が認識されるまで、減損テストの対象となる別個の資産として記録される。減損テストは、関連する契約グループの予想される履行キャッシュ・フローに基づいて行われる。

8. この決定は、現在発行されている IFRS 第 17 号からの重要な変更である。移行リソース・グループは、2018年2月6日の会議において、新たに発行された契約に直接起因する払い戻し不能な保険獲得キャッシュ・フローの一部について、予想される契約の更新に対する配分はできないとの見解を述べた。利害関係者は、特定の状況において、この契約の経済的実態には、契約が更新されるという期待が含まれているため、企業は、多額の前払い手数料を支払う意思があるという懸念を表明した。契約の経済的実態としては収益性があるにもかかわらず、このような獲得費用が最初に発行された保険契約グループのみに起因するという取扱いにより、保険契約グループの当初認識において不利な契約グループとなる可能性がある。

9. また、利害関係者は、このような保険獲得キャッシュ・フローが最初に発行された契約に起因するという取扱いは、IFRS 第 15 号「収益認識」(以下「IFRS 第 15 号」とする)の要求事項(予想される更新の考慮を許容する)とは矛盾するとの見解を示している。

10. IASB は、IFRS 第 17 号においては、IFRS 第 15 号(契約レベルにおける増分)のような他の基準よりも幅広いコストが保険獲得キャッシュ・フローに含まれているが、保険獲得キャッシュ・フローの定義は、修正されるべきではないとの見解を述べた。IASB は、現在の IFRS 第 17 号では、履行キャッシュ・フローの構成要素のいくつかは配分の対象となっていると述べ、どのように保険獲得キャッシュ・フローの配分が行われるべきかについては規定しないと決定した。

11. 議論の中で、ある IASB メンバーは、認識された資産に減損テストが行われる場合には、評価は、更新が予想される契約の履行キャッシュ・フローを用いて行われるべきであり、新たに獲得が予想される契約や企業またはポートフォリオ全体の収益性を用いるべきではないと強調した。

12. 別の問題として、更新手数料に関するメンバーからの質問に答える際に、スタッフは、一部の更新手数料は、保険獲得キャッシュ・フローの定義を充足しているが、その他の更新手数料は定義を充足せず、維持費として取扱われると指摘した。

## 保有再保険契約—基礎となる不利な保険契約

13. IASB は、基礎となる保険契約に係る損失を認識する際に、保有再保険契約に係る利益を純損益において認識する、現在の例外の範囲の拡大に合意した。現行の IFRS 第 17 号では、利益の認識は、契約の発行後の履行キャッシュ・フローの変動が契約上のサービス・マージンを修正しない範囲内でのみ適用され、またすべてのタイプの保有再保険契約に適用される。この修正案では、企業が基礎となる契約の損失を認識した場合に再保険契約の利益を認識するという要求事項が、契約開始時にも適用されるよう拡大されるが、再保険契約が「各契約の損失を比例的にカバーする」範囲に限定される。IASB は、スタッフに対し、基礎となる契約が開始された日以前に再保険契約が開始された場合にのみ相殺が適用される取扱いを、公開草案において明確にし、強調するよう要請した。提案された例外は、保険料配分アプローチで会計処理される契約にも適用される。

14. IASB は、IFRS 第 17 号が、再保険契約から生じる権利および義務を基礎となる保険契約から独立して考慮しているため、このような修正が IFRS 第 17 号の主要な原則と整合的ではない可能性があるとの指摘した。しかし、IASB は、IFRS 第 17 号は、既にこの原則からの例外を有しており、従って、この変更は、現行の例外の拡大に過ぎないと認識している。

15. スタッフ・ペーパーは、当初の例外の検討において、サービスがまだ受領されていないので、購入した再保険契約において利益は決して認識されるべきではないとの結論に達したと述べた。IASB は、典型的なシナリオにおいては、再保険契約全体が純支出(正味コスト)をもたらす、契約全体が純利益、すなわち純収入をもたらすような状況はまれであろうと判断していた。1名のIASBメンバーは、この変更を検討する理由は、基礎となる保険契約が不利になる状況はまれではないとする利害関係者からの新たな情報を受け取った点にあると指摘した。IASB は、スタッフ・ペーパーで述べられたように、単一の再保険契約が正味コストのポジションにあるかもしれないが、基礎となる不利な保険契約と基礎となる利益を生じる保険契約の両方をカバーするシナリオを検討していなかった。IASB のスタッフは、この修正は、再保険契約の分離を必要としないことを明確にした。再保険契約は、1つの契約上のサービス・マージンを伴う1つの契約として会計処理される。

16. スタッフは、スタッフ・ペーパーの公表後、対象範囲の拡大が比例再保険契約にのみ適用される対応への懸念を表明する利害関係者が接触してきたと述べた。IASB は、比例的な再保険契約について、契約開始時において再保険契約と基礎となる保険契約との直接的な結びつきがある点を述べ(すなわち、発生した保険金の一定割合が払い戻される)、修正案の範囲を限定するというスタッフの説明に同意した。1名のIASBメンバーは、基礎となる保険契約から生じる損失が、保険金以外のキャッシュ・フローによる可能性があるため、本修正案においてIASBは実務的であると指摘した。複数のIASBメンバーは、修正を比例再保険契約に制限する根拠に同意したが、「比例」という用語は、IFRS第17号における用語の定義に含めるか、あるいは結論の根拠においてより多くの説明がされるべきであると述べた。

## 保有再保険契約—基礎となる直接連動有配当保険契約

### 変動手数料アプローチに対するリスク軽減の例外

17. IASB は、直接連動有配当保険契約のリスク軽減の例外の範囲を拡大し、企業がこれらの契約の金融リスクを軽減するためにデリバティブを使用する場合のみならず、再保険契約を使用する場合にも適用するというIFRS第17号の修正に合意した。この例外を適用するためには、現行の基準に示されている要件が再保険契約について満たされなければならない。

18. 現行のIFRS第17号では、企業が保険契約から生じる金融リスクを軽減するためにデリバティブを使用し、一定の要件を満たす場合、有配当契約に対して変動手数料アプローチを適用する際に通常要求されるように金融リスクの変化を契約上のサービス・マージンを調整するのではなく、純損益において認識する取扱いが許容されている。この例外は、例えば最低リターン保証などの、有配当契約に内在する金融リスクをヘッジするという企業の意思決定の純経済性をよりよく反映し、結果として生じうる会計上のミスマッチの回避を可能にするために設けられた。スタッフ・ペーパーは、保有再保険契約の中には、デリバティブと同じように金融リスクを軽減するように機能する再保険契約が存在し、従って、金融リスクの軽減のために再保険契約を購入する場合には、デリバティブと同じ会計上の選択が適用されるべきであると指摘した。

19. IASB は、2018年12月の会議において、将来の会議において、リスク軽減に関する例外に関する移行における遡及適用について議論することに合意した。IASB は、今回の会議において議論を行わなかったが、今後数か月以内に議論する予定である。

### 変動手数料アプローチの範囲の拡大

20. 変動手数料アプローチは、直接連動有配当保険契約の定義を満たす契約に適用される。企業は、直接連動有配当保険契約において、基礎となる項目から変動手数料を控除した金額に基づく投資リターンの支払を保険契約者に約束している。IFRS第17号は、保有再保険契約および発行された再保険契約のいずれも、変動手数料アプローチの要件を満たさないと述べている。数名の利害関係者は、基礎となる保険契約が変動手数料アプローチにより会計処理され、再保険保有契約が一般モデルにより会計処理される場合に、会計上のミスマッチが生じるであろうとの懸念を表明した。スタッフ・ペーパーは、これらの懸念を指摘し、変動手数料アプローチの範囲を発行または保有再保険契約に拡大せず、代わりにリスク軽減の例外を修正する提案を推奨した。

## 一般モデルにおける契約上のサービス・マージンの純損益への認識

21. IASB は、一般モデルにおいて、契約上のサービス・マージンが保険カバーと「投資リターン・サービス」の両方を考慮して決定されるカバー単位に基づいて配分されるように、修正を提案することに同意した。「投資リターン・サービス」は、投資要素が存在する場合にのみ存在する。しかし、スタッフは、投資要素の存在は、自動的に投資リターン・サービスの存在を意味するわけではないと指摘した。スタッフは、「投資リターン・サービス」は、変動手数料アプローチにより測定されない契約に関して、企業が保険契約者の代わりに資産を管理していない(すなわち、資産管理サービスを提供していない)ため、変動手数料アプローチの対象となる有配当契約において提供される資産管理サービスとは異なる旨を指摘した。その代わりに、保険契約者に対し、投資額、流動性、複雑性、もしくは専門性のために、本来であれば利用できないであろう投資リターンを得る機会を提供することになる。

22. この提案において、企業は、投資リターン・サービスが存在するかどうかについて、総合的に適用される判断を用いることが求められる。この判断の目的や要件は、IFRS 第 17 号に含まれない。投資リターン・サービスは、企業が保険契約者に対して契約に基づくすべての投資関連の支払いを行った時点で終了する。保険カバーおよび投資リターン・サービスによって提供される便益の相対的な重み付けと、それらの提供パターンの評価は、規定されず、その代わりに経営者によって規則的かつ合理的に決定される。さらに、投資リターン・サービスの履行に関連するキャッシュ・フロー(投資による収益費用を除く)は、保険契約の測定に含まれる。企業は、保険料配分アプローチの適格性の決定において、保険カバーと投資リターン・サービスの両方を考慮すべきである。

23. IASB は、2018 年 5 月の移行リソース・グループ会議およびその他の様々なアウトリーチによる、変動手数料アプローチの要件を満たさない契約の中にも投資関連サービスやその他のサービスを提供する保険契約が存在するという利害関係者のフィードバックに基づいて、上記の変更を提案している。IASB メンバーは、投資サービスは、提供されるサービスの期間にわたって契約上のサービス・マージンを配分するために使用されるカバー単位に反映されるべきであることに合意した。

24. しかし、一部の IASB メンバーは、こうしたサービスの定義がどのように解釈されるかについて懸念を表明し、「保険契約者に投資リターンを得る機会を提供する」という言葉を含め、その意味を明確にするためには、たとえ結論の根拠に過ぎないとしても、スタッフは、公開草案に何らかの文言を加えることを検討すべきであると考えた。同様に、IASB メンバーは、投資リターン・サービスが重要でない、あるいは最小限にとどまっている状況(*de minimis*)をどのように評価し、会計処理するか、あるいは、発生の確率の低いシナリオにおいてのみ明らかにするかについて、いくつかの指針を提供すべきかについて議論した。

25. また、IASB メンバーは、「規則的かつ合理的」な「便益の相対的な重み付け」と「提供のパターン」が、どのように解釈されるかについて懸念を表明し、判断の余地が大きいと指摘した。しかし、彼らはまた、IFRS 第 17 号の他の領域も同様の判断を必要としており、スタッフは慎重に検討し、この修正において規範的になりすぎるべきではないことを認識した。

26. 要約すると、IASB は、そのような構成要素が存在する場合には、投資リターン・サービスの導入が利益認識のパターンに重要な影響を与えることを認識した。投資リターン・サービスの存在、構成要素のウェイト付け、および提供パターンを決定する際には、重要な判断が必要であり、すべてが総合的に適用される必要がある。IASB メンバーは、この修正は、追加的な開示を必要とするかもしれないと示唆したが、それはスタッフによって今後検討される。

## 予想される今後の検討

27. IASB は、残された適用上の課題および懸念についての議論は、今後の IASB 会議においても継続され、2019 年第 1 四半期に審議が完了する予定であると述べた。スタッフは、提案されたすべての修正の要約の再提出、修正のパッケージに対する以前に合意された修正の評価基準に照らした評価、および提案された修正の結果としての開示における修正の必要性についての検討を提案した。

28. IASB スタッフは、2018 年 10 月のペーパーにおいて、25 の適用上の課題を提示した。10 月の IASB 会議のペーパーにおけるスタッフの予備的見解は、今後の会議で議論される残りの懸念事項のうち次の論点について、修正の評価基準を満たす方法で IFRS 第 17 号を修正する可能性を示している。

- 修正遡及アプローチ
- 保険リスクを移転する貸付その他の信用

29. 10 月の IASB 会議のペーパーにおけるスタッフの予備的見解は、以下の残りの論点について、修正の評価基準を満たさない可能性を示している。

- 集約のレベル
- 公正価値アプローチによる移行におけるその他の包括利益
- 比較情報の適用開始日
- 移行における選択性
- 移行に伴うリスク軽減の例外の遡及適用 (2018 年 12 月の IASB 会議より延期)

## 次のステップ

30. IASB は、公開草案の公表 (2019 年 6 月末頃を予定)、適切なパブリック・コメント期間の設定、および修正案に対する回答についての再審議により、デュー・プロセスに従う。要求されるデュー・プロセスを考慮すると、公開草案公表から修正案の最終化までに予想される期間は、通常 12~18 ヶ月である。

31. IASB はすでに、この会議の短いメモ ([こちら](#) で入手可能) を公表している。 -

PwC は、IFRS 第 17 号「保険契約」に関連して、以下の刊行物もしくは資料を作成しています。

- In transition INT2018-07: IASB agrees to propose limited changes to balance sheet presentation of insurance contract assets and liabilities (日本語訳は [こちら](#))
- In transition INT2018-06: IASB proposes to amend the effective date of IFRS 17 and extend the temporary exemption of IFRS 9 for insurers (日本語訳は [こちら](#))
- In transition INT2018-05: IASB agrees on criteria for evaluating any potential future amendments to IFRS 17 (日本語訳は [こちら](#))
- In transition INT2018-04: TRG debates more IFRS 17 implementation issues (日本語訳は [こちら](#))
- In transition INT2018-03: Amendments to IFRS 17 on the IASB Board agenda (日本語訳は [こちら](#))
- In transition INT2018-02: Insurance TRG addresses unit of account, contract boundary, and coverage unit issues (日本語訳は [こちら](#))
- In transition INT2018-01: Insurance TRG holds its first meeting on IFRS 17 (日本語訳は [こちら](#))
- In brief INT2017-05: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contracts (日本語訳は [こちら](#))
- In depth INT2017-04: IFRS 17 marks a new epoch for insurance contract accounting (日本語訳は [こちら](#))
- Using Solvency II to implement IFRS 17 (原文英語のみ)
- IFRS 17 – Redefining insurance accounting (原文英語のみ)

© 2019 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.